

## 森之宮北地区「地区計画」に対する意見書提出

市役所で表題の公告縦覧と意見書受付を知った。11日、都市計画局に下記意見書を持参して、すこし懇談した。写真は地区計画「説明図」。

本地区計画は「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」に基づくものです。この基本指針自体に問題を感じてきました。本地区の開発計画の経緯、とりわけ「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」なるものに疑問を感じています。先に大学移転計画があり、それを「先導役」として、大阪の成長戦略の一環として都心部の再開発を推進するものです。まずは開発志向が強い「スクラップ・アンド・ビルド」の森之宮北地区計画の目標について問題を提起しておきます。



大阪の成長戦略や都市計画を検討するうえで欠かせないのが、コロナ禍と人口減少時代の影響です。第5波にわたる新型コロナ感染拡大は、大阪の経済や生活を揺るがしています。とりわけインバウンド依存の観光関連産業は、長引くコロナ禍で甚大な打撃を受け、戦略の見直しが求められています。この地区計画は長期的な人口減少傾向、そして最近のコロナ禍の影響を考慮して作成されたのでしょうか。少なくとも、計画書からはコロナ禍以前の「既定方針」に沿った地区計画だと考えられます。

土地利用に関する基本方針については、「土地の高度利用と良好な市街地環境の形成」をどう具体的に図るかが問われます。A地区は新大学の都心キャンパス整備と「業務・商業機能等の複合的な機能の導入を図る」としています。新大学の学生数に見合った、良好な都心キャンパスが実際に整備できるのか。新大学キャンパスと複合的な機能との関係、整合性が問題になります。

BCD地区については、土地利用の中身がはっきりしないが、A地区を含めて相互の関連、地区全体としての整合性、まとまりを明確にする必要があります。また、「これまでに形成された周辺地区の居住機能等との調和を図られるよう秩序ある都市環境の形成を図る」としています。本地区計画と周辺地区の関係、とりわけ周辺地区への居住機能等にどのような影響をもたらすか、土地利用の高度化や道路整備などと関連づけて明確にする必要があると考えます。

なお、「大阪府・市一元化」として、先般、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約が策定されました（大阪府告示第873号）。規約によると、大阪市は地方自治法第252条の14第1項の規定により、都市計画法に掲げる第4条第1項に規定する都市計画の決定に関する事務を大阪府に委託するとなっています。本地区計画に関する事務についても、大阪府に事務が委託されると考えてよいのでしょうか。大阪市都市計画審議会とともに、本地区計画の「行方」が気になります。

(2021年8月14日)